政令

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十月十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百四十四号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「金融窓口サービス」を「金融窓口着付けサービス」に改め、「スレート施工」を削る。

別表第二中「金融窓口サービス」を「金融窓口着付けサービス」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十月十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百四十五号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十二年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十一年十月二十三日とする。

環境大臣　小沢　鋭仁

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

土壌汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十月十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百四十六号

土壌汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項第二号及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（土壌汚染対策法施行令の一部改正）

第一条　土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号イ中「第七条第四項」を「第七条第六項」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第四条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第五条の見出しを「（要措置区域の指定に係る基準）」に改め、同条中「第七条第一項」を「第六条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第八条第一項中「第二十一条第一号」を「第四十五条第一号」に、「命ぜられた」を「指示された」に、「命じた」を「指示した」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「第三十条」を「第五十五条」に改め、同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十一号中「から第三項まで」を「及び第三項」に改め、同項第三十二号中「第九条第一項から第三項まで」を「第九条並びに第十二条第一項及び第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第九条第十号」を「第七条第十号」に改める。

国土交通大臣　前原　誠司

環境大臣　小沢　鋭仁

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省令

○厚生労働省令第百四十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第二号及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号スレート施工科の項及び第二号スレート施工科の項を削る。

別表第十一の二スレート施工の項を削る。

別表第十一の四金融窓口サービスの項の次に次のように加える。

着付け	一級及び二級

別表第十一の四スレート施工の項を削る。

別表第十二スレート施工の項を削る。

別表第十三スレート施工の項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（次項において「旧規則」という。）別表第十一の二の検定職種の欄に掲げるスレート施工に係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げるスレート施工に係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

○環境省令第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成十三年環境省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「八年」を「十年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。